

容器包装リサイクル法を、発生抑制と再使用を促進するための法律に改正することを求める意見書提出についての陳情

(生活振興環境委員会付託)

受理番号 第116号 受理年月日 平成22年9月24日
付託年月日 平成22年9月30日
陳情者

陳情原文 2006年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目の附帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたまま成立しました。

このため、ごみ排出量は「高止まり」のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。自治体が税金を使って分別収集しているため、容器包装を選択した事業者にリサイクル費用の負担が少なく発生抑制や環境配慮設計について、真剣に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かないのです。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取り組みでは、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止」や「ペットボトル入の飲料水の調達を禁止」する自治体が登場しています。

つきましては、一日も早く持続可能な社会へ転換するため、貴議会において、下記のとおり国に対して意見書を提出するよう陳情いたします。

記

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。
- 2 リデュース、リユースを促進するため、次のような様々な制度を、容器包装リサイクル法の中で法制化する。
 - (1) レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止する。
 - (2) 経済的な優遇措置により、リユース容器利用事業者の不公平を是正し、リユース容器の普及を促す。
 - (3) 容器包装と同じようにリサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も容器包装リサイクル法の対象に加える。
- 3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化する。